



京都市スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）の拡充

京都市では、産後の母親が身近な地域で安心して育児を開始し、子どもが健やかに成長できるように、京都市内に住民票を有する産後1年未満の母親とその乳児を対象に、医療機関等での産後ショートステイや産後デイケアを通じて心身のケアや育児等の支援を行う「京都市スマイルママ・ホッと事業」（産後ケア事業）を実施しています。

この度、事業をより利用しやすくなるよう、事業の対象者を大幅に拡充するとともに、新たに電子申請を導入します。

1 対象者の拡充

次のとおり、対象者を大幅に拡充します。

（拡充前の対象者要件）

京都市内に住民票を有する産後1年未満の母親及びその乳児のうち、次の①及び②のいずれにも該当し、本市がこの事業による支援が必要であると判断した方。

- ① 母親の産後の回復が思わしくなく母体管理が必要な体調不良の方、又は育児に不安があり、授乳や沐浴などの方法についての相談、助言、指導等の心理的支援が必要な方
- ② 親族等から支援が受けられず、家事、育児等の日常生活を行うことが困難な方
※ ただし、入院治療の必要な方を除く。



（拡充後の対象者要件）

京都市内に住民票を有する産後1年未満の母親及びその乳児のうち、産後ケアを希望する方。

2 電子申請の開始

新たに電子申請を開始（令和6年4月1日（月）午前10時から）し、利便性を向上させます。

本事業の利用を希望される場合は、直接、利用を希望する施設と電話等で日程の予約を行ったうえで、電子申請をしてください。

※ 京都市情報館のホームページに委託実施施設の一覧や電子申請に関する情報を掲載しておりますので、一覧を御確認のうえ、利用を希望する施設と日程の予約等の調整を行ってください。

京都市情報館はこちら！



(参考) 事業概要

(1) サービス区分

産後ショートステイ（短期入所型）及び産後デイケア（通所型）

(2) サービス内容

保健師、助産師又は看護師等の高い専門性を有する者による、授乳や沐浴等の育児方法に関する相談や助言、カウンセリング等の心理的支援等

(3) 実施場所

本市と委託契約を締結する施設（28施設。詳細は、京都市情報館から御確認ください。）

(4) 利用可能日数

産後ショートステイ及び産後デイケアについて、各々7日間以内

(5) 利用料金

利用料は表のとおりです。ただし、下記のとおり、利用料を軽減します。

ア 市民税非課税世帯及び生活保護世帯の方への負担軽減

産後ショートステイ及び産後デイケアの利用料(各々7日まで)を無料にします。

イ 市民税課税世帯の方への負担軽減

産後ショートステイ又は産後デイケアの利用日のうち、最大5日までを上限として、利用料から1回当たり2,500円を減免します。

※ ア及びイに記載しているいずれの場合についても、利用料以外に、別途、施設が設定している料金（食事代等）をお支払いいただく必要がございますので、御留意ください（別途必要となる料金は、京都市情報館から確認できます）。

【産後ケア事業の利用料】

階層区分	産後ショートステイ		産後デイケア	
	減免前	減免後	減免前	減免後
A <small>(注1)</small>	12,320円	9,820円	6,100円	3,600円
B	4,930円	2,430円	2,440円	0円
C1 <small>(注2)</small>	490円	0円	240円	0円
C2 <small>(注3)</small>				

注1 夫及び妻の前年の所得（1月から5月までの申請については前々年の所得）の合計額が730万円以上である世帯。所得の範囲及び計算方法は、児童手当法施行令第2条及び第3条を準用する。

注2 サービスを利用する年度（4月から5月に申請する場合は前年度）の個人市民税が非課税の世帯。

注3 生活保護法の規定による被保護世帯。